



税を考える週間

問 / 小松税務署 (☎ 22-1171)

▶ **11月11日(水)～17日(火)は税を考える週間**
 国税庁では、毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

期間中の行事

▶ 税の作品展示

- ・期間 11月11日(水)～11月17日(火)
- ・場所 小松市役所 1F エントランスホール

▶ 国税庁ホームページに特設ページを開設

国税庁ホームページ内に「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページを開設し、国税庁の各種取り組みについてご紹介します。

▶ SNS (ツイッター) による各種情報の発信

YouTube の「国税庁動画チャンネル」や国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」の最新情報などの各種情報をツイッターで発信します。



全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

情報発信元 / 市民窓口課 (☎ 58-2213 FAX 58-2293)

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として数多く発生しています。これらの女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るための取り組みを強化することを目的として、金沢地方法務局および石川県人権擁護委員連合会では、相談実施時間を延長し(土・日曜日は電話相談のみ)、次のとおり「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」を実施します。

▶ **実施期間** 11月12日(木)～11月18日(水)

▶ **実施時間** 月～金曜日：8時30分～19時
 土・日曜日：10時～17時

▶ **電話番号** ☎ 0570-070-810

(電話番号は、全国统一番号で、石川県内でおかけになった場合、平日は金沢地方法務局に、土・日曜日は名古屋法務局につながります。)

▶ **相談担当者** 法務局職員および人権擁護委員



11月11月は児童虐待防止月間です

問 / 子育て支援課 (☎ 58-2232 FAX 58-2293)

▶ **体罰は法律で禁止されています**
 近年の児童虐待の増加を受け、令和2年4月から、子育てにおける体罰等が法律で禁止になりました。これにより、より一層社会全体で体罰等によらない子育てに取り組むよう求められます。

※「体罰等によらない子育てのために(厚生労働省)」Web 検索またはQRコード読み取りで詳細が確認できます。



▶ 子育てに関する相談窓口

(能美市) 子育て支援センター
 (☎ 58-8200 FAX 58-8500)
 (石川県) 南加賀保健福祉センター
 地域支援課 (☎ 22-0792)

能美市の取り組み (オレンジリボンキャンペーン)

11月に市職員がオレンジリボンを着け、講演会やパネル展示等を通して児童虐待防止啓発に取り組みます。

児童虐待防止啓発講演会

『親子でイライラをイキイキに！～アンガーマネジメントのすすめ～』

▶ **講師** 日本アンガーマネジメント協会
 ファシリテーター 澤田 慎一郎氏

▶ **日時** 11月20日(金) 19時～20時30分

▶ **会場** ZOOM (オンライン) 70回線
 子育て支援センター (モニター会場) 20名

▶ **費用** 無料 (通信料は自己負担となります)

▶ 申し込み

オンライン希望者▶子育て支援センターのメールアドレス宛に必要な事項を記入し送信 ※参加決定後にZOOMへの参加方法をメールします。

モニター会場希望者▶メール、電話、FAX いずれかに必要事項を記入し連絡
【必要事項】 ①代表者氏名、参加人数(例:大人1、子2) ②連絡先③希望会場

▶ **申し込み締切** 11月11日(水) ※定員になり次第終了

▶ **申し込み・問い合わせ** 子育て支援センター
 (☎ 58-8200 FAX 58-8500 ✉ kodomosoudan@city.nomi.lg.jp)



パネル展示

▶ **日時** 11月中 ▶ **会場** 能美市役所本庁舎1階市民ホール



国民年金保険料を納付された方 社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書が発行されます

情報発信元 / 保険年金課 (☎ 58-2236 FAX 58-2293)

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、令和2年1月から令和2年12月までに納めた保険料の全額です(納付予定も含む)。上記の期間内に納めた過去の年度分や追納された保険料も控除の対象になります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

▶ **問い合わせ** ねんきん加入者ダイヤル
 (ナビダイヤル ☎ 0570-003-004)

▶ **受付時間** 月～金曜日 8時30分～19時
 第2土曜日 9時30分～16時
 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◆配偶者などのご家族の負担すべき国民年金保険料を納めている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

◆社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を納めたことを証明する書類の添付が必要となります。

◆令和2年1月1日から令和2年9月30日までに国民年金保険料を納めた方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください(令和2年10月1日から12月31日までに、今年はいじめて国民年金保険料を納めた方へは、翌年2月上旬に送られます)。



～DV (ドメスティック・バイオレンス) の根絶をめざして～ パープルリボンキャンペーン 11月1日～11月30日

情報発信元 / 福祉課 (☎ 58-2230 FAX 58-2294)

内閣府の調査によると、5人に1人の女性が何らかのDV被害を受けていることがわかりました。女性に限らず、配偶者や恋人からの暴力(身体・精神・経済支配等)、性犯罪、セクハラ、ストーカー行為は犯罪を含む重大な人権侵害です。

「もしかして、これってDVかもしれない」「どうも友だち(子ども)が配偶者から暴力を受けているようだ」「恋人といると怖い緊張する」など、ひとりで悩まず、まずご相談ください。



期間中、市役所本庁舎ロビーにパープルリボンツリーを設置します。DVのない社会に向けたメッセージをツリーに結び付けます。

▶ 相談・問い合わせ

DVホットライン
 (☎ 076-221-8740)、
 福祉課 (☎ 58-2230)





令和2年度 能美市立病院職員募集について

問 / 市立病院総務課 (☎ 55-0560 FAX 55-0815)

令和3年4月1日付採用試験を次のとおり行います。

募集職種	採用予定人員	受験資格・その他	試験日・内容	受験手続
看護師	3人	平成7年4月2日以降に生まれ、看護師の資格を有する人または令和3年3月末までに取得見込の人。ただし夜勤可能な人。	◇12月1日(火) ◇試験内容 作文試験 口述試験	能美市立病院で交付する申込用紙に必要事項を記入し、11月2日(月)から11月20日(金)までに市立病院へ提出してください。(郵送の場合は、簡易書留により11月20日までの消印のあるものが有効) ※申込用紙は能美市立病院ホームページからもダウンロードできます。
臨床検査技師	1人	昭和60年4月2日以降に生まれ、臨床検査技師の資格を有する人または令和3年3月末までに取得見込の人。		
言語聴覚士	1人	昭和60年4月2日以降に生まれ、言語聴覚士の資格を有する人または令和3年3月末までに取得見込の人。		

▶ **申し込み先** 能美市立病院総務課 (〒929-0122 能美市大浜町ノ85番地)



—特別企画第2弾—マイナンバーカードを申請された方にオリジナルクリアファイルをお渡しします

問 / 市民窓口課 (☎ 58-2213 FAX 58-2293)

マイナンバーカードヘルプデスク(市役所本庁舎市民窓口課内)で、マイナンバーカードを申請された方に、オリジナルクリアファイルをお渡しします。この機会にマイナンバーカードをつくりましょう。

▶ **対象** マイナンバーカードヘルプデスクでこれからマイナンバーカードを申請する方
(既にマイナンバーカードを申請された方は対象ではありません)

▶ **開始** 11月2日(月)～

※数に限りがあります。なくなり次第終了となります。

マイナンバーカードの申請に必要なものなどは市ホームページまたは広報のみ7月号18ページをご確認ください。

マイナンバーカードをつくりましょう!!



地震の防災対策は、家具の固定と安全な場所の確保から!

問 / 危機管理課 (☎ 58-2201 FAX 58-2290)

防災対策というと、水や非常食を常備したり、持出袋を備えたりすることが真っ先にイメージされるのではないのでしょうか?

もちろんそれも大事ですが、まずしなければならないのは、自宅での被害を抑えるための対策と安全な場所の確保です。

大地震によって亡くなった方の多くは、倒壊した家屋や家具の下敷きになり、身動きがとれなくなっています。また、揺れている最中は、とても動ける状態ではありません。いざという時にパニックにならないためにも、普段から家の中の危険を取り除いておきましょう。

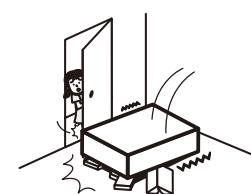
1. 家具を安全に配置しましょう

睡眠時に起こる地震は特に危険です。寝室にはあまり家具を置かないようにしましょう。



2. 通路や出入り口に物を置かないようにしましょう

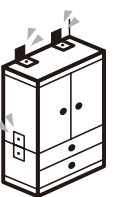
玄関など出入り口や通路にはできるだけ物を置かず、逃げ道を確認しましょう。



3. 家具を固定しましょう

タンス・テレビなど

小さな子どもには背の低い家具も凶器になるので、全ての家具の固定を考えましょう。



食器棚

キッチンには、食器類や瓶など、割れるものが多く危険です。

・扉に解放防止のための金具を取り付けましょう。

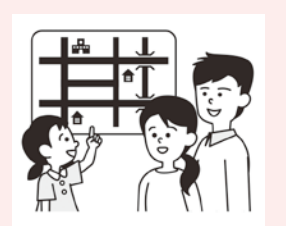
・中の食器が飛び出さないように、棚板に滑り止めシートを敷くか、食器の手前に飛び出し防止枠を設けましょう。



屋外では...

ブロック塀や屋根瓦、アパート等のベランダからの落下物など、いつも歩く道にも危険があります。

地震の発生を想定して、いつもの散歩コースや通学路、普段利用する施設への通り道などで、危険な場所をチェックしましょう。



カセットボンベは正しく使いましょう

問 / 寺井消防署 (☎ 58-6321 FAX 58-6299)

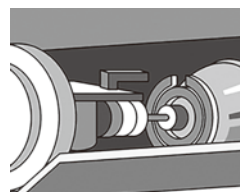
秋本番を迎え、鍋がおいしい季節になってきました。カセットボンベを使用する機会も増えるこの季節、使用方法を守り、各家庭での防火安全対策を万全にしましょう。

カセットコンロの使用上の注意

カセットボンベは正しく取り付けましょう

ガスが漏れて火災が発生するおそれがあります。

取り付けが正しくないとガス臭やシューという音がします



使用する際は気を引き締めて

- ・服に着火しないように注意しましょう
- ・雑巾やタオル、使用済みの油・油かすなどを近くに置かないように注意しましょう
- ・調理中は、火のそばから離れないでください
- ・必ず換気をしましょう

カセットボンベを捨てるときは

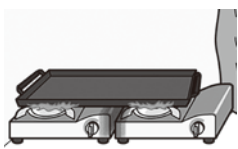
中身を使い切ってから捨てましょう。詳しい捨て方は、広報のみ7月号の19ページ「エコでえこっさ」のコーナーでも紹介しています。

危険な行為は絶対にやめましょう

以下のような行為は、カセットボンベが加熱されて、爆発などが発生するおそれがあり大変危険です。また、カセットボンベは火気のそばや、高温となる場所に置かないようにしましょう。



大きな調理器具は使用しない



2台以上並べて使用しない



調理以外の用途に使用しない



電磁調理器(IH)の上に置かない(誤ってIHの電源が入ると大変危険です)



11月11日は『介護の日』

問 / 介護長寿課 (☎ 58-2233 FAX 58-2292)、我が事丸ごと推進課 (☎ 58-2234 FAX 58-2292)

「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」と、覚えやすく親しみやすい語呂合わせから、11月11日が『介護の日』となっています。この機会に「介護」を身近なこととして、ご家族や介護に携わる方みんなでお話し合しましょう。

「介護」・「介護予防」・「生活支援」の身近な総合相談窓口があります

能美市内には3か所のあんしん相談センターがあり、専門職員（保健師または看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士）がご相談に応じています。あんしん相談センターは高齢の方だけでなく、障がいのある方や日常生活に困窮している方の相談も受け付けています。

お住まいの地区でご相談ください

横上地区 能美市根上あんしん相談センター
(大浜町ノ 85 番地 能美市立病院 別館 1 階)
(☎ 68-0643 FAX 68-0547)

寺井地区 能美市寺井あんしん相談センター
(寺井町た 8 番地 1 ふれあいプラザ 2 階)
(☎ 58-6117 FAX 58-6733)

辰口地区 能美市辰口あんしん相談センター
(緑が丘十一丁目 49 番地 1 G-Hills 内)
(☎ 51-7771 FAX 51-7783)

具体的な相談内容 (例)

- ・介護の仕方がわからない。
- ・介護予防について、話を聞きたい。
- ・体が不自由になり、一人暮らしの生活や家事に不都合が出てきた。
- ・物忘れがみられたり、足腰が弱くなり転びやすくなった。
- ・障害福祉サービスを使って働きたい。
- ・日常の金銭管理について手伝ってほしい。

在宅介護をされている方へ ～訪問介護の利用者支援制度を知っていますか～

訪問介護とは、ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護（食事、入浴、排せつのお世話等）や生活援助（住居の掃除、洗濯、食事の準備、調理）など日常生活を支援してもらうサービスです。

利用者の負担額を軽減する制度がありますので、ご自身が対象ではないかご確認ください。

▶ **問い合わせ** 介護長寿課 (☎ 58-2233 FAX 58-2292)

訪問介護サービス利用者支援事業

▶ **対象** 以下のすべてにあてはまる方

- ①訪問介護サービスを利用している（受けている）
- ②能美市を保険者とし能美市内に居住している
- ③市民税世帯非課税の方

▶ **内容** 介護保険の訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）の利用者負担額を軽減します。

▶ **助成額** 利用者負担額のうち 30%

介護に関する福祉団体

能美市介護を考える会

介護者、介護経験者および介護に関心を持たれている方々が参加しています。

▶ 活動内容

- ・研修会の開催（介護知識や技術の習得 / 福祉知識の理解など）
- ・地域活動（ほっとあんしんサロン）
- ・関連団体との連携活動



下水道受益者負担金の 猶予継続について

問 / 上下水道課 (☎ 58-2261 FAX 58-2296)

▶ **受益者負担金が徴収猶予になっている土地を所有している方へ**

受益者負担金が徴収猶予になっている土地については、従来は5年毎に猶予決定通知をお送りしていましたが、今後は転用などにより理由がなくなるまで**徴収猶予が継続**となるため、5年毎の通知はなくなります。

▶ **土地の名義が変更した場合はご注意ください**

猶予となっている土地について、売買や相続により受益者（＝受益者負担金を納める人）が変更となる場合は、届出が必要となります。

詳しくは市ホームページをご覧ください。か、上下水道課までお問い合わせください。



10万円給付のお知らせ ママの出産♡子育て応援事業

問 / 健康推進課 (☎ 58-2235 FAX 58-6897)

能美市では、コロナ禍の不安な状況の中、出産されたママの子育てを応援するために「ママの出産♡子育て応援事業」による給付金を支給します。

▶ **対象者** 以下の3点をすべて満たす方

- ①令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に出産した方
- ②出産日から給付金の申請日まで、引き続き能美市民である方
- ③出生したお子さまも、出生届出により能美市民となった方

▶ **給付額** お子さま1人につき10万円

対象となる方には、順次申請書を送付いたします。



令和2年分年末調整説明会 の中止について

問 / 小松税務署 (☎ 22-1171)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止および参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していました**年末調整説明会につきましては開催を中止**することとしました。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページにおいて、年末調整特集ページを開設しているほか、従来から年末調整等説明会で放映している年末調整に関する動画を国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」に掲載しますのでご覧ください。

※ 国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp)



マイナポイントの 予約・申し込みについて

問 / 市民窓口課 (☎ 58-2213 FAX 58-2293)

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポイントの予約・申込で、最大5,000円分のマイナポイントが取得できます。詳しくは、マイナポイント公式サイトをご覧ください。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずマイナンバーカードの申請をしましょう。

マイナポイント公式サイト



https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/

お詫びと訂正

広報のみ令和2年10月号の3ページの「事業者の皆さまへの支援メニュー」において、「(5) 石川県経営持続支援金」の「申請期限」が「令和3年3月31日(水曜日)」となっていました。正しくは「**令和3年1月15日(金曜日)**」です。お詫び申し上げます。

中小事業者等に対する 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について（新型コロナウイルス感染症関連）

問 / 税務課（☎ 58-2206 FAX 58-2292）

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業等の税負担を軽減するため、事業者の所有する建物や設備（償却資産）に係る令和3年度の固定資産税および都市計画税の課税標準を、事業収入の減少率に応じ、ゼロまたは2分の1とします。

▶ **軽減対象資産** 事業用家屋及び償却資産

※土地及び居住用の家屋は対象となりません。

▶ **対象者** 令和2年2月から10月までの連続する任意の3か月間の事業収入が、前年同期と比べ30%以上減少している中小企業者等

▶ **軽減割合**

事業収入の減少率が50%以上 全額
事業収入の減少率が30%以上50%未満 2分の1

▶ **申告期限** 令和3年2月1日（月）

申告書等詳細は市ホームページをご覧ください。

トップページ>暮らし>市税>固定資産税・都市計画税

▶ **相談窓口**

中小企業庁の相談窓口がありますのでご利用ください。

固定資産税等の軽減相談窓口

（☎ 0570-077322）

受付時間 9時30分～17時（平日のみ）

市体育施設・コミュニティセンター体育室 上半期利用希望予定調査

問 / スポーツ振興課（☎ 58-2273 FAX 55-8555）

令和3年4月から令和3年9月の間で、定期的に市体育施設・コミュニティセンター体育室の利用を希望する団体を対象に利用希望予定調査を実施します。この調査は利用団体の意向を把握し、希望施設・日時の調整をするために行います。

利用を希望する団体・グループは期限までに「利用希望予定表」と「登録団体構成員名簿」を提出してください。用紙は、スポーツ振興課または市体育施設、市のホームページにあります。

▶ **対象施設** 市体育施設・コミュニティセンター体育室（※小・中学校体育館は除く）

▶ **提出期限** 12月11日（金）

▶ **提出場所・問い合わせ**

・市内体育施設

各体育施設またはスポーツ振興課（☎ 58-2273）

・コミュニティセンター体育室

ふるさと振興公社（☎ 52-8008）

ひぼ・ゆずの でえこっさ



ごみ集積場へのごみの出し方のお願い

- ・指定ごみ袋、プラ専用袋の口はしっかりしばりましょう。
- ・生ごみや水分を含んだごみはしっかり水気を切るにより、ごみの減量やごみ収集の負担軽減、集積場の環境美化につながります。
- ・割れたガラスや刃物などは必ず新聞紙などに包んでください。
- ・とがった串や木の枝などはごみ袋が破れないように注意してください。
- ・ペットボトル、空き缶、びんなどは集積場では収集しません。資源としてリサイクルしましょう。

問い合わせ 生活環境課（☎ 58-2217 FAX 58-2292）



自動つり銭機付きレジスター（セルフレジ）を導入しました

問 / 市民窓口課（☎ 58-2213 FAX 58-2293）

10月12日から、自動つり銭機付きレジスター（セルフレジ）を導入しました。会計時における金銭等の接触を減らすことで、新型コロナウイルス感染拡大防止につながり、より安全に窓口をご利用いただけます。また、現金管理業務の効率化を図り、窓口業務の改善を推進します。

▶ **導入場所** 市民窓口課、寺井窓口センター、根上窓口センター、税務課・債権管理課



市民窓口課のセルフレジ

キャッシュレス決済を段階的に導入します

問 / 債権管理課（☎ 58-2207 FAX 58-2292）

11月1日（日）から、各施設の入館料や住民票・税証明などの交付手数料を、クレジットカードなどで支払うことができるキャッシュレス決済を段階的に導入します。

▶ **導入場所**

・市民窓口課

・税務課・債権管理課

・寺井窓口センター

・根上窓口センター

・能美ふるさとミュージアム

・根上総合文化会館

・寺井地区公民館（配線工事完了後使用可能）

・九谷焼美術館 | 浅蔵五十吉記念館 |

・九谷焼美術館 | 体験館 |

・九谷焼美術館 | 五彩館 |

・辰口福祉会館

・辰口温泉 総湯 里山の湯

※市税の納付、水道料金などの市の料金の支払いには利用できません。

▶ **利用できる決済方法**（11月1日～）

・クレジットカード：VISA

《以下は令和3年2月導入予定》

・クレジットカード：JCB、Mastercard、AMERICAN EXPRESS、Diners Club など

・電子マネー：QUICPay(クイックペイ)、WAON、楽天Edy、nanaco、iD、交通系IC(Kitaca、Suica、PASMO など) など

・QRコード：PayPay、LINE Pay、d払いなど

※導入時期など変更となる場合があります。

今月の口座振替

振替日 **11月30日 月**

国民健康保険税（第8期）、後期高齢者医療保険料（第8期）、介護保険料（第8期）、上下水道料（9月使用分）

※上下水道料は、残高不足などで振替できなかった場合、翌月の15日（振替日が休日の場合は翌営業日）に再振替を行います。

マイナンバーカード受け取り・電子証明書更新の休日窓口

日時 **11月8日 日** 9時～16時
11月29日 日

場所 **市役所本庁舎 市民窓口課**

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休日窓口における受け取りは事前にご予約された方のみ可能です。※交付場所が寺井・根上窓口センターになっている方で、休日窓口（市民窓口課）での受け取りを希望される方は、4日前までに市民窓口課へご連絡ください。



農地利用意向調査を実施します

問 / 農業委員会事務局 (☎ 58-2256)

農業委員会では、農地法の規定に基づき4月～10月に遊休農地の発生防止・解消、違反転用防止・早期発見などを目的に農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施しました。

この調査結果に基づき、遊休農地（耕作されていないと思われる農地）と判断した土地の所有者に対して、11月中に利用意向調査を行います。調査票が届いた方は、該当農地における今後の利用意向を回答いただきますようよろしくお願いします。

※この調査と行き違いで耕作の再開や農地の管理等をされていた場合は、ご容赦ください。



専門家による経営相談窓口を開設しています

申・問 / 商工課 (☎ 58-2254 FAX 58-2266)

中小企業・小規模事業者向けの補助金や家賃支援などの給付金をはじめ、市内事業者のお困りごとに中小企業診断士の専門家が対応いたします。何回でも無料で相談可能ですので、お気軽にご利用ください。

▶ **日程** 毎週水曜日 13時30分～17時（最終受付16時30分）

▶ **予約** 商工課までお電話ください。

※ご予約いただいた方を優先して対応いたします。そのため、ご予約のない方はご案内までお待ちいただく場合がございます。



「のみバス」の感染症対策について

問 / 地域振興課 (☎ 58-2212 FAX 58-2291)

「のみバス」では、以下の新型コロナウイルス等感染症対策を行っています。

- ・運転席横の飛沫防止カーテンの設置
- ・車内に抗菌抗ウイルス加工
- ・バス乗車口に手指消毒液の設置
- ・車内換気
- ・運転手の体調管理、検温、マスク着用の徹底 など

「のみバス」を安心してご利用いただくため、様々な感染症対策を施しておりますので、市内移動の際には、ぜひご利用ください。なお、バスにご乗車の際は、基本的感染症対策（マスク着用など）にご協力をよろしくお願いいたします。



抗菌抗ウイルス加工を施す様子



運転席横の飛沫防止カーテン